

# 新たに佐渡市に転入する『若者夫婦世帯』の暮らしを応援します！

## ～若者定住家賃等補助金交付制度～



お問い合わせ・申請先 市役所地域振興課 離島交流係 ☎63-4152

新たに佐渡市に転入した若者夫婦世帯が、市内の民間賃貸住宅（公的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、親族所有の住宅を除く。）を借上げた場合の家賃、または、佐渡市空き家情報システムに登録された物件を購入した場合の購入費について、予算の範囲内で補助します。

補助内容	① 家賃補助 家賃の半額に相当する額とし、月額2万円を上限に1年間補助します。 ② 購入費補助 購入費の半額に相当する額とし、24万円を上限に補助します。
補助対象者	① 平成24年7月1日以降に佐渡市に転入して住民登録をした夫婦世帯で、同日以降に市内の民間賃貸住宅を借上げていることまたは佐渡市空き家情報システムに登録された物件を購入していること。 ② 補助金申請日において、夫婦の満年齢の合計が70歳以下であること。 ③ 住民登録日から3年を超える期間、佐渡市内に居住する意思があること。 ④ 市税等を滞納していないこと。（前居住地を含む。） ⑤ 生活保護法による保護を受けていないこと。 ⑥ 公務員または進学や転勤に伴う転入者ではないこと。
申請方法	補助金申請書に住民票、賃貸借契約書の写し等の必要書類を添えて佐渡市に提出してください。詳しくは、市役所地域振興課離島交流係までお問い合わせください。
その他	住民登録日から3年以内に佐渡市外へ転出または居住の実態がないと佐渡市が判断した場合等には、補助金を返還していただきます。

# 若者夫婦世帯の定住を支援する『U・Iターン促進協力員』を募集します！

お問い合わせ・応募先 市役所地域振興課 離島交流係 ☎63-4152

佐渡市は、過疎化・少子高齢化が進み地域活力の低下が問題となっています。特に若者人口が少なく、集落活動や伝統芸能の継承等に大きな影響を与えていることから、若者夫婦世帯の定住を支援する『U・Iターン促進協力員』を募集します。地域の活性化のためにご協力いただける方は、ぜひご応募ください。

協力員の条件	① U・Iターンの経験があり、佐渡市内に在住する18歳以上の方 ② ホームページ等のIT技術を活用して、佐渡市の行政情報や暮らしの情報、自らの移住経験等を広くPRできる方 ③ 佐渡市に定住する意思のあるまたは定住した若者夫婦世帯の生活相談等のサポートができる方
応募方法	U・Iターン促進協力員登録申請書を記入し、免許証等の身分を証するものの写しおよび履歴書を添えて佐渡市に提出してください。詳しくは、市役所地域振興課離島交流係までお問い合わせください。
活動報告 ・ 謝 礼	自らの活動で若者夫婦世帯が定住に結びついた場合は、予算の範囲内で1組につき10万円の謝礼を協力員にお支払いします。ただし、若者夫婦世帯が3年以内に佐渡市外へ転出または居住の実態がないと佐渡市が判断した場合、虚偽の申請等があった場合には謝礼を返還していただきます。



### 【若者夫婦世帯とは？】

平成24年7月1日以降、佐渡市に転入（住民登録）した夫婦で、夫婦の年齢合計が住民登録時に70歳以下であることとします。

ただし、公務員または進学や転勤に伴う転入者、協力員の親族の方、市税等に滞納が見られる方、3年以内に転出予定の方などは謝礼の対象にはなりません。

